## 「静岡県社会資本総合整備計画等評価アドバイザー」設置要領

(趣旨)

第1条 静岡県が行う社会資本総合整備計画等の評価に関して、高度な識見に基づいた意見・提言をするため、「静岡県社会資本総合整備計画等評価アドバイザー」(以下「アドバイザー」という。)を設置する。

(委嘱)

第2条 交通基盤部長は、「美しい"ふじのくに"インフラビジョン推進会議(以下「推進会議」 という。)」の民間委員を、アドバイザーとして委嘱する。

(任務等)

- 第3条 アドバイザーは、交通基盤部長から求められた場合において、社会資本総合整備計画等 の評価について、意見を行うものとする。
- 2 アドバイザーからの意見は、社会資本総合整備計画等の企画・立案過程等において使用されるとともに、原則として公表するものとする。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、推進会議の民間委員の任期と同一とする。

(委嘱の取消)

第5条 交通基盤部長は、アドバイザーの任務等に鑑み、十分な理由があると認める場合においては、委嘱を取り消すことができる。

(報償費等)

- 第6条 静岡県は、アドバイザーに対して、以下に掲げる報償費等を支給するものとする。
  - (1) 報償費
    - ア 意見の聴取に係る会議を招集し、アドバイザーが出席した場合は、11,100円とする。 イ アドバイザーに対して面談を依頼し、口頭により意見の表明や提言等があった場合は、 11,100円とする。
  - (2) 旅 費 静岡県職員の旅費に関する条例(昭和31年静岡県条例第48号)に定める額に 進ずる額とする。

附則

この要領は、令和4年1月21日から施行する。